

栃木県水泳連盟専門委員会規定

栃木県水泳連盟専門委員会規定

(目 的)

第1条 栃木県水泳連盟規約第18条第4項に基づき、専門委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事項)

第2条 理事会が付託する委員会の所管事項は別表のとおりとする。

2 特に必要なときは、特別委員会をおくことができる。

(役 員)

第3条 各委員会の役員は委員長および副委員長とする。ただし、副委員長は若干名おくことができる。委員長および副委員長は、理事会において選出する。

2 委員長は会務を統轄し、会議の議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(委 員)

第4条 委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 委員は、理事会より付託された業務を処理するものとし、各委員の分担する業務は委員会が別に定める。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は防げない。

(会 議)

第6条 会議はそれぞれの専門委員会のほか、必要に応じて次の会議を開催することができる。

合同委員会

専門委員会

2 前項の会議は、会長が召集するものとする。

(その他)

第7条 委員会において決定した事項は、理事会の承認を得なければならない。

付 則

この規則は、昭和48年2月17日から施行する。

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

専門委員会の所管事項

専門委員会	所 管 事 項	備 考
総 務 委 員 会	1 連盟全般にわたる運営および連絡に関する事項 2 財務に関する事項 3 施設に関する事項 4 競技者登録に関する事項 5 他の委員会に属さない事項	事務員 1名 施設担当者 1名 登録担当者 1名 専門委員会委員長 その他 若干名
競技力向上委員会	1 選手の強化育成および技術の向上等に関する事項 2 競泳、水球、飛込み競技の選手強化に関する財務等に関する事項 3 その他	
競 技 委 員 会	1 競技役員の養成及び競技役員資格認定等に関する事項 2 競技役員の登録に関する事項 3 競技会の日程及び会場等に関する事項 4 競技会の運営（競技会の財務・諸準備等）に関する事項 5 競技会への競技役員派遣に関する事項 6 その他	
情報システム委員会	1 競技会・選手団体登録等のIT等に関する事項 2 競技者の人口調査等に関する事項 3 記録の保存等に関する事項 4 その他	

専門委員会	所 管 事 項	備 考
地域指導者委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 水泳普及に関する事項 2 初心者指導に関する事項 3 指導者養成に関する事項 4 指導者の要件研修に関する事項 5 指導員の登録に関する事項 6 水泳教師（以下「教師」という。）の地域指導者登録希望者の資格審査に関する事項 	
水泳教師委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 水泳教師（以下「教師」という。）養成に関する事項 2 教師資格の登録に関する事項 3 教師資格の義務研修に関する事項 4 その他 	
競 泳 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 水泳競技の選手育成、技術の向上等に関する事項 2 県外派遣選手選考の資料作成に関する事項 3 競泳公認コーチに関する事項 4 その他 	
飛 込 み 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛び込み競技に関する全般にわたる事項 2 飛び込み競技の大会運営、役員養成、選手の育成、技術の向上等に関する事項 3 その他 	
水 球 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 水球競技に関する全般にわたる事項 2 水球競技の大会運営、役員養成、選手の育成、技術の向上等に関する事項 3 その他 	
シンクロ委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 シンクロ競技に関する全般にわたる事項 2 シンクロ競技の大会運営、役員養成、選手の育成、技術の向上等に関する事項 3 その他 	

専門委員会	所 管 事 項	備 考
オープンウォーター委員会	1 オープンウォーター競技に関する事項 2 オープンウォーター競技の大会運営、役員養成、選手の育成、技術の向上等に関する事項 3 その他	
日本泳法委員会	1 日本泳法に関する全般にわたる事項 2 日本泳法の大会運営、役員養成、選手の育成、技術の向上等に関する事項 3 その他	
障害者スポーツ委員会	1 水泳競技の選手育成、技術の向上等に関する事項 2 その他	